

令和 4 年度第 4 回
昭島市国民健康保険運営協議会議事録要旨

令和 5 年 1 月 11 日

保健福祉部保険年金課

令和4年度第4回昭島市国民健康保険運営協議会

令和5年1月11日（水）午後1時30分開会

昭島市役所 庁議室

1. 開会

2. 議題

- (1) 昭島市国民健康保険税の税率について
- (2) 昭島市国民健康保険税の課税限度額の改定及び低所得者に係る軽減の拡大について（諮問）
- (3) 出産育児一時金支給額の引き上げについて（諮問）

3. その他

出席委員（6名）

委 員	下 田 初 穂 君	委 員	石 原 正 昭 君
委 員	小 林 基 久 君	委 員	大 澤 康 男 君
委 員	岸 野 康 夫 君	委 員	鈴 木 克 仁 君

欠席委員（4名）

委 員	山 川 博 生 君	委 員	山 本 莊 太 郎 君
委 員	島 津 智 子 君	委 員	熱 田 喜 信 君

説明者

保健福祉部長 青柳 裕二、保険年金課長 久保田 富大、
保険年金課保険係長 古屋 泰大、保健年金課保険係主事 降矢 祐輔

(午後 1時30分)

◎開 会

○会長 それでは、皆さん、こんにちは。年が変わって初めての協議会ですので、本年もよろしくお願ひいたします。

定刻になりましたので、令和4年度第4回国民健康保険運営協議会を開始いたします。

はじめに、事務局より配布資料の確認をお願いいたします。

○事務局 それでは、事務局から机上の配布物についてご説明いたします。

(配布資料の確認)

○会長 なお、本日は山川委員、山本委員、島津委員、熱田委員が欠席となっておりますが、定数には達しておりますので、本協議会は成立しております。

◎会議録署名委員の指名

(1) 昭島市国民健康保険税の税率について

○会長 それでは、議題に入ります。

議題1、昭島市国民健康保険税の税率についてを議題といたします。

本日は、前回の会議におきまして、答申案を私と事務局で協議し、提示して検討いただくことになっておりました。少し期間が短く、事前に送付ができませんでしたので、事務局に朗読していただこうと思います。

それでは、議題1の昭島市国民健康保険税の税率についての答申案を、事務局で朗読をお願いいたします。

○事務局 では、朗読いたします。

(答申案朗読)

○下田会長 朗読が終わりました。

これについて、ご意見はございますか。

前回、皆さんからいただいた意見を最大限生かして、この答申案としたものでございますので、いかがですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○会長 ありがとうございます。

それでは、この答申案につきましては、本日欠席の委員の方々もいらっしゃいますので、

この委員の方々にもお送りしまして、今週末までに異論がないようでしたら、これで答申したいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○会長 なお、答申につきましては、1月16日月曜日の午前中を予定しております。ですので、今週末までに、何かあればご意見をいただきたいということでございます。よろしくお願ひいたします。

(2) 昭島市国民健康保険税の課税限度額の改定及び低所得者に係る軽減の拡大について（諮問）及び（3）出産育児一時金支給額の引き上げについて（諮問）

○会長 それでは、次に、議題2、昭島市国民健康保険税の課税限度額の改定及び低所得者に係る軽減の拡大について（諮問）、議題3、出産育児一時金支給額の引き上げについて（諮問）の2点の諮問がございますので、これを一括して議題といたします。

○事務局 それでは、本日の2点の諮問につきまして、本来であれば、市長から諮問させていただくところでございますけれども、本日公務のため出席できませんので、保健福祉部長より諮問させていただきますので、ご理解のほどよろしくお願ひいたします。

それでは、部長、よろしくお願ひします。

○保健福祉部長 それでは、大変恐縮ですが、代読させていただきます。

(諮問の読み上げ)

○会長 国民健康保険運営協議会として諮問をお受けいたします。よろしくお願ひいたします。

○事務局 ただいまの諮問につきましては、これから委員の皆様に写しをお配りさせていただきますので、ご確認のほどよろしくお願ひいたします。

それでは、事務局より内容につきましてご説明させていただきます。

古屋保険係長よりご説明させていただきますので、よろしくお願ひいたします。

はじめに、議題2の昭島市国民健康保険税の課税限度額の改定及び低所得者に係る軽減の拡大についてでございます。よろしくお願ひいたします。

○事務局 それでは、議題2、昭島市国民健康保険税の課税限度額の改定及び低所得者に係る軽減の拡大につきまして、お手元の資料1に沿いましてご説明申し上げます。

(事務局より説明)

○会長 事務局の説明が終わりました。

これにつきまして、何か質問等ございますか。

○A委員 後期高齢者支援金分の限度額が増額されるわけですが、それによって、税収の増減というのは、見込みはどのぐらいあるのでしょうか。

○事務局 課税限度額の引上げに伴う保険税の影響についてご質問をいただきました。

昨年12月の状況で試算をさせていただきましたが、引上げに伴い、課税限度額に達する対象世帯数は358世帯から299世帯に減少いたしますが、課税額につきましては570万8,000円増加する見込みでございます。

以上になります。

○A委員 ありがとうございます。

○会長 ほかにいかがでしょうか。

先ほど配られた資料1ですか、ここに今回の増額分、それから軽減の所得の見直しの図面が出ておりますので、このような形で見直しをするということでございます。

いかがですか。

これにつきましては、毎年大体見直しがされている状況にあります。今回も、国の税制改正でこのような改正を行うという、皆さんも既に報道等でご存じかと思いますが、国の制度に基づくものということもございますので、この国の基準どおりに引き上げ、また、低所得者につきましては軽減を拡大していくことになろうかと思いますけれども、これにつきましては、今回としては諮問を受けましたけれども、このまま決定という形でよろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○会長 皆さん、異議ないということですので、それでは、この諮問につきましては、また事務局と私とで答申文を作成いたしまして答申をしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○会長 では、そのようにお願いをいたします。

それでは、次に議題3、出産育児一時金支給額の引上げについて、これを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

○事務局 それでは、議題3、出産育児一時金支給額の引上げにつきまして、お手元の資料2に沿いましてご説明申し上げます。

(事務局より説明)

○会長 事務局の説明が終わりました。

これにつきましても、もう既に皆さん報道等でご存じのことだと思いますけれども、子育て世帯の負担軽減、あるいは少子化対策といったものにも絡めての政策だということでございますが、これにつきまして何かご意見ございますでしょうか。

○B委員 1点いいですか。

○会長 はい、どうぞ。

○B委員 直接ではないのですけれども、昭島市の出生数は、年間どれぐらいなのですか。国民健康保険における該当者というのは。

○事務局 昭島市の国民健康保険内ですけれども、出産育児一時金の件数ということでお答えさせていただきます。令和3年度が87件、令和2年度68件、令和元年度83件、平成30年度が110件、平成29年度83件、以上、過去5年間では以上のとおりです。

また、今年度、12月末時点になりますと、現在54件の申請を受けております。

以上です。

○B委員 少ない数字ですね。

○事務局 令和2年度に急に出産率が下がったというのは、コロナが原因としてありますけれども、またここで下がっています。

○B委員 全国の出生数が80万人を切ると言っていますよね。

○事務局 そうですね。

○B委員 直接この給付と関係なく、昭島市として、子育て支援に対して、これから実施しようとしている事業や施策はあるのですか。

○事務局 この間も、一番分かりやすいところでは、待機児童の解消等、保育施設の充実というところで、様々な対応をしておりますが、こちらにつきましては、引き続き対応していくというところかと思っています。

今後でございますけれども、報道等で目にする機会も多々あろうかと思いますけれども、今の出産育児一時金の話、それと、伴走型相談支援という、いわゆる10万円の給付と報道されているものです。それにつきましても、ここで国から考え方が示されましたので、しっかりと市としても対応していかなければいけないと思ってございます。

その他、国でも、今後こども家庭庁が新しく設置され、それに伴いまして、様々な施策展開が図られることと思っていますので、その部分につきましては、今後の国や、また東京都も5,000円の給付について話も出ていますので、そうした国や都の動向をしっかりと踏まえながら、市としても子育て支援策の充実に努めていきたいと考えてございます。

以上です。

○会長 B委員、よろしいですか。

○B委員 はい。

○会長 ほかにいかがですか。ほかによろしいですか。

それでは、こちらにつきましても、やはり政府の、国の施策ということもございますので、こちらにつきましても、私と事務局で答申文を作成いたしまして答申したいと思いますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○事務局 それでは、答申が16日になりますので、少しお時間がないので、過去の答申文の写しを参考までにお配りしたいと思います。

今配付させていただきました過去の答申ですけれども、こちら、ほとんど文面は変わらず、数字の変更のみになると思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

○会長 それでは、こちらの答申案につきましても、早急に作成をしまして、本日ご欠席の委員の方々を含めて、送付をいたします。今週中にご意見をいただき、異論がないようでしたら、それで答申をさせていただきたいと思っております。

◎その他

○会長 議題につきまして3件終わりましたので、その他について、事務局から、何かござりますか。

お願いします。

○事務局 様々な議題を短期間の間にご審議をいただきまして、大変ありがとうございました。とりわけ、本日答申案をご了承いただきました国民健康保険税の税率につきましては、非常に短い期間の間ではございましたけれども、非常に難しいご判断をいただき、大変有り難く思っているところでございます。

また、最終的に国民健康保険運営協議会から答申をいただいた際には、しっかりとその答申内容を踏まえて、市の対応についても早急に決定をしていきたいと、このように考えているところでございます。

また、この間、協議の際に、国保を取り巻く状況について、様々情報提供も含めてご報告をさせていただいているところではございますけれども、今後の国民健康保険を取り巻く状況というのは、やはり大変厳しい状況が続くのではないかと事務局といたしましても想定を

しているところでございます。

また、来年度につきましては、2年に一度の見直しの時期にも当たってございます。来年度、また引き続き国保を取り巻く状況等について、事務局としてもしっかりと情報を捉えながら、皆様に情報提供させていただき、今後の国民健康保険の安定的な制度運営に向けた対応について、またご協力をいただきながら進めていきたいと、このように考えているところでございます。

本年度の運営協議会につきましては、本日が最終となろうかと思います。この間、本当に様々なご意見等いただきまして、大変ありがとうございました。

簡単ではございますが、挨拶も含めて、一言お礼をさせていただきたいと思います。本当にありがとうございました。

以上でございます。

◎閉　　会

○会長　それでは、本日の議題は全て終了いたしましたので、協議会を終了させていただきます。

大変ご苦労さまでした。ありがとうございました。

(午後　2時　　分)